

## 〇〇〇町会（自治会）自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇町会（自治会）自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

名称は、〇〇防災委員会や〇〇防災部などでもかまいません。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- （1）平常時は〇〇〇とする。
- （2）災害時は〇〇〇とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6）他組織との連携に関すること。
- （7）その他本会の目的を達成するために必要な事項

( 会 員 )

第 5 条 本会は、〇〇町会内（自治会内）にある世帯をもって構成する。

( 役 員 )

第 6 条 本会に次の役員を置く。

( 1 ) 会 長 1 名

( 2 ) 副 会 長 〇 名

( 3 ) 防 災 委 員 〇 名

( 4 ) 班 長 〇〇 名

( 5 ) 副 班 長 〇〇 名

( 6 ) 会 計 2 名

( 7 ) 監 査 役 2 名

防災委員は地域の实情に詳しい方を選任すると、災害時を想定した備えに役立ちます。

副班長を置くかどうかは、地域の实情に合わせて判断してください。

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、防災に対して専門知識を有する者、若しくは住民情報に詳しい者の中から会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

( 役 員 の 責 務 )

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のあるときはその職務を行う。

6 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

町会(自治会)長が会長を務める組織においては、第9条を「本会の総会は、〇〇町会(自治会)の総会をもってこれに充てる。」としてもかまいません。この場合、第2項、第3項は不要となります。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会計は、必ずしも町会（自治会）と二重に持つ必要はありませんが、自主防災組織の活動費が明確になるようにしてください。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。